

平成29年9月定例会会議録

平成29年豊郷町議会9月定例会は、平成29年9月5日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	中 島 政 幸
2 番	村 岸 善 一
3 番	高 橋 彰
4 番	前 田 広 幸
6 番	北 川 和 利
7 番	西 澤 博 一
8 番	鈴 木 勉 市
9 番	西 澤 清 正
10 番	佐々木 康 雄
12 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

11 番	河 合 勇
------	-------

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総 務 課 長	村 田 忠 彦
企 画 振 興 課 長	清 水 純一郎
税 務 課 長	西 山 逸 範
保 健 福 祉 課 長	神 辺 功
医 療 保 険 課 長	北 川 貢 次
住 民 生 活 課 長	長谷川 勝 就
会 計 管 理 者	馬 場 貞 子
人 権 政 策 課 長	小 川 光 治
地 域 整 備 課 長	山 田 裕 樹
上 下 水 道 課 長	森 本 智 宏
産 業 振 興 課 長	山 田 篤 史

教 育 次 長 岩 崎 郁 子
社 会 教 育 課 長 秋 尾 一 義

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長 山 口 昌 和
書 記 寺 田 理 恵

5、提案された議案は次のとおり

- 議第54号 平成28年度財政健全化判断比率について
- 議第55号 平成28年度公営企業会計に係る資金不足比率について
- 議第56号 豊郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議第57号 豊郷町職員懲戒審査委員の任命につき同意を求めることについて
- 議第58号 豊郷町職員懲戒審査委員の任命につき同意を求めることについて
- 議第59号 豊郷町職員懲戒審査委員の任命につき同意を求めることについて
- 議第60号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議第61号 町道路線の認定について
- 議第62号 平成29年度豊郷町一般会計補正予算（第2号）
- 議第63号 平成29年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第64号 平成29年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第65号 平成29年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第66号 平成29年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第67号 平成28年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定について
- 議第68号 平成28年度豊郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第69号 平成28年度豊郷町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第70号 平成28年度豊郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第71号 平成28年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第72号 平成28年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

西澤清正議長 定刻よりちょっと早いんですが、全員おそろいですので始めさせていただきます。

これより、平成29年9月第3回豊郷町議会定例会を開会いたします。

ここで、河合議員から欠席届が出ておりますので報告いたします。

ただいまの出席議員は10名で、会議開会定足数に達しております。よって、第3回定例会は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

(午前8時58分)

最初に、留意事項をご説明いたします。会議規則に基づき規則を遵守願います。お手元の携帯電話等の電源をお切りになるか、あるいはマナーモードに切りかえていただきますよう、よろしくお願います。また、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、そのほか、議事の妨害となる言動をお慎みください。また、採決の際はみだりに離席をしないようお願いいたします。なお、傍聴者の方につきましては、静かに傍聴していただきたく思います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、村岸善一議員、3番、高橋彰議員を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日より9月26日までの22日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

西澤清正議長 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日より26日までの22日間と決しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2、第3項の規定により、平成29年5月から7月分の現金出納検査報告ならびに定期監査報告が議会に提出されておりますから、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本定例会の説明員としてお手元に配付の文書のとおり、あらかじめ出席を求めておきましたので、ご了承願います。

日程第4、諸般の報告として議長公務、一部事務組合議会報告を行います。

議長公務としては、報告事項ならびに一部事務組合議会の結果報告が提出されております。お手元に配付しているとおりです。ご了承ください。

日程第5、諸般の報告として委員会報告を行います。

文教民生常任委員会、総務産業建設常任委員会、議会広報常任委員会の報告を順次願います。

中島文教民生常任委員会委員長、報告願います。

中島文教民生
常任委員長
西澤清正議長
中島文教民生
常任委員長

議長。

中島君。

皆さん、おはようございます。文教民生常任委員会研修報告を行います。

6月21日・22日に、三重県大台町、玉城町、明和町において、総務産業建設・文教民生常任委員会合同視察研修を行いました。このうち、文教民生常任委員会では6月22日に研修を行いました玉城町についての報告を行います。

玉城町は、伊勢平野に広がる田園と伊勢本街道、世界遺産の熊野古道が交わり、古くはお伊勢参りや熊野詣での宿場町としても賑わった、総面積40.9キロ平方メートル、人口約1万5,600人の町です。ここでは、ICTを利活用した安心・元気なまちづくり事業についての研修を行いました。

ICTとは、インフォメーション・コミュニケーション・テクノロジーの略で、情報通信技術を使用した地域とのコミュニケーションを作るという意味です。この町のICTを利活用した安心・元気なまちづくり事業では、平成21年度から東京大学大学院との共同開発により、オンデマンドバスの実証実験を実施し、平成23年からは、福祉バスからオンデマンド方式の元気バスへ移行し、運行を行っています。その特徴は、住民が誰でも無料で町内移動ができ、窓口となる社会福祉協議会のオペレーターに、携帯電話、固定電話、パソコン等で予約できる元気バスが乗り合い制で効率よく移動をサポートする仕組みで、町内にある温泉施設、病院、スーパー、役場、銀行、郵便局など、多目的な利用が可能です。予約依頼があれば、オペレーターはGPS機能から車両位置確認、乗り合い状況をもとに元気バス乗務員に的確な指示を出し、スムーズで、より時間短縮の利用ができるよう運用されています。

こうしたサービスは高齢者の外出する機会を増やし、健康増進や人と人とのつながりも期待でき、さらに医療費削減につなげ、単なる交通施策にとどまらず、町の福祉課と社会福祉協議会が共同し、高齢者の緊急通報、見守り等の福祉事業と一体となり進められていました。高齢化が進み、医療費増加、健康増進は本町においても重要な課題であり、工夫を凝らした施策が必要だと感じました。

以上で、文教民生常任委員会の報告を終わります。

西澤清正議長

ご苦労さまでございました。

続きまして、村岸総務産業建設常任委員会委員長、報告願います。

村岸総務産業

建設常任委員長

議長。

西澤清正議長

村岸君。

村岸総務産業

建設常任委員長

皆さん、おはようございます。それでは、総務産業建設常任委員会研修報告を行います。

去る6月21、22日の両日にわたりまして、三重県大台町、玉城町、明和町におきまして、総務産業建設・文教民生常任委員会合同視察研修を行いました。総務産業建設常任委員会といたしまして、大台町と明和町での研修報告を行います。

21日に研修を行った大台町では、面積は363平方キロメートル、人口は9,823人で、町全体の93%が森林です。美しく豊かな自然や、古くから残る歴史、文化など町の特徴を生かした、個性的で魅力あるまちづくりを推進し、町民と行政が一体となって、住んでよかった、ずっと住みたいと誰もが思えるまちづくりを進めておられます。

今回、1、移住支援施策について、2、縁結びラボ・婚活サポーター事業についての研修を行いました。まず、1、移住支援施策といたしましては空き家バンク、空き店舗バンク、移住支援にかかわる補助金などの制度があり、空き家バンクは5年間の成約件数が54件で、移住者数が120人でした。空き家・空き店舗バンクの活用事例も見学し、移住者にとって魅力的な制度と感じました。また、大台町では移住支援にかかわる助成金として、空き家バンク利用促進助成金、登録を促した区に交付する登録促進奨励金、高齢化率の高い重点地域への移住者を対象とする移住支援助成金など、地域の実情を踏まえ人口増加を図ろうとする取り組みが行われていました。

次に、2、縁結び・婚活サポーター事業について研修を行いました。町から委嘱を受けた婚活サポーターが出会いを支援する事業で、今年度から実施されている制度のため実績はまだありませんでしたが、取り組みが進められていました。

次に、22日に研修を行った明和町は、面積が41キロ平方メートル、人口は2万3,149人で、国史跡斎宮跡が存在し、それにちなんで斎宮歴史博物館、いつきのみや歴史体験館があり、また、伊勢湾に面し、夏には大淀海水浴場、

キャンプ場で多くの人が賑わいます。

明和町では、ふるさと納税の取り組みについて研修を行いました。平成26年度で2,364万5,000円、平成27年度で1億1,491万1,001円、平成28年度で3億585万5,100円と、毎年寄附金が増加しており、増えた理由の分析や寄附の活用、返礼品の内容や返礼率などについて研修をしました。寄附額が増えた理由として、返礼品に松阪牛を加えたことや、ふるなびグルメポイントを導入したことなどが挙げられ、寄附額が増えるよう取り組みをされていました。

大台町、明和町それぞれが、町の現状を踏まえて取り組みを行っておられました。今回研修させていただいたことを、今後の活動に生かしていきたいと思えます。

以上で、総務産業建設常任委員会の報告を終わります。

西澤清正議長

ご苦労さまでございました。

続いて、村岸議会広報常任委員会委員長、報告願います。

村岸議会広報

常任委員長

議長。

西澤清正議長

村岸君。

村岸議会広報

常任委員長

続きまして、議会広報常任委員会報告を行います。

平成29年6月15日に第1回目の議会広報委員会を開催し、第70号の発行日や記事の構成について検討を行いました。

6月29日に第2回の委員会を開催し、裏表紙の団体の検討や一般質問原稿、委員会報告について校正を行いました。

7月7日、第3回の委員会を開催し、表紙の写真の検討や記事のレイアウトについて検討し、誤字・脱字のチェックなどを行いました。

7月13日に第4回の委員会を開催し、読みやすい記事になっているかチェックを行いました。

7月24日に第5回の委員会を開催し、写真の確認と、全てのページの最終のチェックを行い、8月1日に再度確認を行い、8月10日に各戸宛てに配付いたしました。

今回、お忙しい中寄稿いただきました楽農ファーム吉田、パストラールとよさとの皆様、ご協力をありがとうございました。

なお、今回の議会だより第70号の記事の中で誤りがありましたので、次号で訂正させていただきます。今後はこのようなことがないようにしっかりと校正

してまいりたいと思いますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上で、議会広報常任委員会報告を終わります。

西澤清正議長 ご苦労さまでございました。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第6、議第54号平成28年度財政健全化判断比率について及び日程第7、議第55号平成28年度公営企業会計に係る資金不足比率についてを一括して町長より報告を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 皆さん、改めましておはようございます。提案説明の前に、一言御礼を申し上げます。

本日、平成29年第3回豊郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私何かとご多用の中、ご参集を賜り心より厚く御礼を申し上げます。また、皆様方には平素より本町の行政運営に対しまして、格別のご配慮を賜っておりますことに対しましても、厚く御礼を申し上げます。

今期定例会には、平成28年度豊郷町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算認定案件6件をはじめ、平成29年度豊郷町一般会計補正予算ならびに各特別会計補正予算など、議案8件、同意案件5件など、計19件の議案を提案させていただきます。

それでは、議第54号平成28年度財政健全化判断比率について及び議第55号平成28年度公営企業会計に係る資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、議会に報告をするものであります。

議第54号財政健全化判断比率のうち、実質赤字比率については一般会計等の赤字があるかどうかを示すものであり、本町においては一般会計のみが対象会計となります。実質赤字額とは、当該年度の歳入を歳出が上回る場合に生じるもので、平成28年度決算は実質赤字額が生じないため数値があらわれていません。連結実質赤字比率については、一般会計及び公営企業会計を除く全ての特別会計を対象とした実質赤字額と公営企業会計の資金不足額を加えた額を標準財政規模で除したものであります。平成28年度決算は、赤字額及び資金不足が生じないため、数値があらわれていません。実質公債費比率については、平成17年度決算から公表しており、26年度は2.7、27年度は1.6、28年度は1.0%であります。この比率は単年度だけではなく、平成26年度から平成28年度までの3カ年平均の数値であります。将来負担比率とは、一般会

計等が将来負担すべき実質的な負債の額を標準財政規模で除した比率で、本町においては充当可能基金、特定財源見込み額、地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額の合計が将来負担額を上回っているため、数値があらわれていません。

次に、議第55号公営企業会計に係る資金不足比率については、公営企業ごとの資金の不足額が、事業の規模に対してどの程度存在するかを示すもので、資金不足額を事業規模で除したものであります。簡易水道事業及び下水道事業会計については、資金不足が生じないため数値があらわれていません。

以上、報告をいたします。

西澤清正議長 これを報告を終わります。

日程第8、議第56号豊郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第56号豊郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

本町教育委員として教育振興にご尽力いただいております谷口瑞石氏が、本年9月30日をもって任期満了となりますことから、後任として、豊郷町大字安食西827番地、宮川至城氏を本町の教育委員として任命するものであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項に基づいて、議会の同意を求めるものであります。また、同法第5条第1項により、委員の任期につきましては4年とし、平成29年10月1日から平成33年9月30日まででございます。ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

西澤清正議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議 員 なし。

西澤清正議長 ないようでありますから、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

議 員 なし。

西澤清正議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第56号豊郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、全員)

西澤清正議長 全員起立であります。

よって、本案は同意することに決定されました。

日程第9、議第57号豊郷町職員懲戒審査委員の任命につき同意を求めることについてから、日程第11、議第59号豊郷町職員懲戒審査委員の任命につき同意を求めることについてまでを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明をお願いいたします。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第57号から議第59号の豊郷町職員懲戒審査委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

豊郷町職員懲戒審査委員の任期満了により、引き続き次の者を任命いたしました。地方自治法施行規程第17条第5項の規定により、議会の同意を求めるものであります。議第57号、藤野吉忠氏、議第58号、生駒英司氏、議第59号、堤清司氏の以上3氏を引き続いて任命するものであります。なお、経歴につきましては別紙のとおりでございます。また、任期は本年10月1日から2年間でございます。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

西澤清正議長 これより質疑を行います。

質疑は一括して行います。質疑はありますか。

議 員 なし。

西澤清正議長 ないようでありますから、これで質疑を終結いたします。

これより議第57号の討論に入ります。

討論はありますか。

議 員 なし。

西澤清正議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第57号豊郷町職員懲戒審査委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、全員)

西澤清正議長 全員起立であります。

よって、議題57号は同意することに決定されました。

これより、議第58号の討論に入ります。

討論はありますか。

議 員 なし。

西澤清正議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第58号豊郷町職員懲戒審査委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、全員)

西澤清正議長 全員起立であります。

よって、議題58号は同意することに決定されました。

これより、議第59号の討論に入ります。

討論はありませんか。

議 員 なし。

西澤清正議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第59号豊郷町職員懲戒審査委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、全員)

西澤清正議長 全員起立であります。

よって、議題59号は同意することに決定されました。

日程第12、議第60号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第60号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてをご説明申し上げます。

今回、人権擁護委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。現在、法務大臣の委嘱を受け、人権擁護委員としてご活躍いただいております西山肇氏が、平成29年12月31日をもって任期満了となることから、新たに清水明博氏を推薦するものであります。清水明博氏は、平成19年から民生委員児童委員として11年目となり、4期連続で務めておられます。地域社会の中で人権意識も高く、広く社会の実情に通じており、人権にかかわる活動に積極的に取り組んでいただいております。なお、任期につきましては平成30年1月1日から平成32年12月31日までの3年間となります。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

西澤清正議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

今村議員 議長。

西澤清正議長 今村議員。

今村議員 議第60号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、質疑を行います。

先ほど町長の方から、これまで西山肇氏が人権擁護委員として町は推薦していただいていたのを、今回は交代という形で提案なされておりますが、昨年、国の方では、自民党、公明党、民進党の議員が共同提案して、部落差別の解消の推進に関する法律、略称部落差別解消推進法ですよね、あれが昨年12月に国会で成立して、この法律によると、第3条で国及び地方公共団体の責務という形で、地方公共団体は、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。第5条では、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする、教育及び啓発の第5条にそう書かれているんですが、今回、町が推薦された清水明博氏、先ほど町長からの経歴の紹介もありましたが、三ツ池区で民生委員児童委員を長らくやっていた方です。それと同時に、三ツ池部落解放同盟の一員として活動されている方です。そういうのを、町としては承知されて今回の推薦に至っているというふうに想定できますが、この、人権擁護委員という形で、彦根にある国の出先機関でいろいろな取り組みはありますけれども、町として今回、清水明博氏が部落解放同盟の一員として、また民生委員児童委員としてふさわしいということで議会に対して推薦されているわけですから、豊郷における、この部落問題の、現時点での解消に関する問題点というのを町としては意識されているんだなと思いましたが、どういうふうに、同町における部落問題の解消の課題があるのか説明してください。

人権政策課長 議長。

西澤清正議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 12番、今村議員のご質疑にお答えいたします。

今回の人権擁護委員の推薦につきましては、町内各区から推薦いただいております人権擁護推進委員ならびに過去の人権擁護にかかわるいろいろな役職の皆さんに、候補者として選定させていただいた中で、町の方で清水明博氏をお願いするというふうな経過でなったところでございます。今おっしゃられましたように部落差別解消法の絡みでございますけれども、町といたしましては、国の方で議員立法として差別解消に向けての推進を地方行政としては担っていくということですので、その趣旨にのっとって進めていきたいと考え

ております。

以上です。

西澤清正議長 ほかにありませんか。

今村議員 はい。

西澤清正議長 今村議員。

今村議員 今、課長の方から答弁があったのは町内各区から推薦を出していただいた中で選定をされたということですが、選定されたということですから、各区から、この人権擁護委員になっていただく方の要件とか、いろいろ書いてありましたけど、うちの16字から何人推薦がされて、その中で町が選定したのが清水明博氏ということになっていきますから、それは、何人の中から町が必要として選定されたのか、その選定をしたのは誰がされたのか。

それと、私が最初に聞いたのは、この清水明博氏は確かに民生委員として、地元の中でいろいろなことを、相談活動もして、生活保護の方たちにもいろいろ援助もしていただいている方です。ただ、そういう方ではありますが、それと同時に部落解放同盟の一員としても活動されている方です。そういう中で、昨年こういう法律が通ったということで国は法制化されておりますが、そのことと、今回の、この町が推薦に至った理由というのは、部落問題に対しての、豊郷町でこういう課題があるということで、そういう特段の判断があったのかどうかということを私はお聞きしたんです。それについて課長の答弁はありませんでした。町長からも答弁がないんですが、そういう背景があるのかどうかということを私は説明していただきたいんです。どちらでも構いませんので、選定の人数は何人だったのか説明してください。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 はい、町長。

伊藤町長 今回、西山肇さん、要するに豊郷学区から、もう長いので辞退したいということで、豊郷学区から適任者がいないかということで、適任者を、清水明博さんということで選任させていただきたいなということで挙げたのでございます。

今村議員 それ、何人推薦候補がいたんですか、豊郷学区から。

人権政策課長 議長。

西澤清正議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 候補者は、先ほど言いました推薦をいただいたというのは、各字に人権擁護推進委員がおられて、今までの人権擁護委員さんと合わせて16字、16人の方々が、一応、人権擁護部会という形の部会を構成していただいています。そ

の方々も含めまして各字からの人選をした中で、今町長が申しましたように、豊郷学区から、今まで出ていただいていた方が西山さんでございましたので、豊郷学区からという形で推薦をさせていただいたということでございます。

今村議員 西山さんて豊郷学区ですか。

人権政策課長 雨降野なので、豊郷学区ということでございます。
以上です。

西澤清正議長 ほかにありませんか。

今村議員 はい。

西澤清正議長 再々質疑、今村さん。

今村議員 人権擁護委員の職務という形で調べてみますと、やはり、そういう人権侵害等の問題が起きたときの調整役的な形になるんですね、あれは。啓発もありますけれども。そういったところで、先ほど、人権擁護委員というのは各字に担っていただいているというのは町のあれで見たらわかりましたけれども、そういう中で、こういうふうに関、運動団体の人が人権擁護委員という形で、そういう任務を町として適任だというふうに推薦することに対しては、町としての部落問題の解消に関する、そういう課題が大きいのかなというふうに関、私は、町はそういう認識をとっているのかなという話で推察をしたんですけれども、そういう点では適任だと、先ほど町長もおっしゃっていたんですが、豊郷町における部落問題解消の課題というのは、今回の人権擁護委員選定においては、どういう問題があって適任だというふうにしたのか、もう一度、もっとわかりやすく説明していただけませんか。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 要するに、人権擁護委員さんとして適任者であるということで選任させていただいたものであります。

西澤清正議長 ほかにありませんか。

議員 なし。

西澤清正議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

議員 なし。

西澤清正議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第60号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、全員)

西澤清正議長 全員起立であります。

よって、本案は原案どおり推薦案に同意されました。

日程第13、議第61号町道路線の認定についてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 はい、町長。

伊藤町長 議第61号町道路線の認定についてご説明申し上げます。

大字沢地先の宅地造成に伴い道路1路線を認定するものであります。よって、道路法第8条第2項の規定により町道路線を認定することについて、地方自治法第96条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

西澤清正議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

北川議員 はい。

西澤清正議長 北川議員。

北川議員 皆さん、おはようございます。議第61号町道路線の認定についてということで、質疑というのは、うちの町の道路を認定する場合、前々から思っているんですけども、舗装の厚さ、町認定に対して舗装の厚さは何センチで、また、財産として今度は町に譲り受けるわけですので、舗装の厚みを満たしていない場合はどういう判断をしていますか。ちょっとお答えください。

地域整備課長 議長。

西澤清正議長 山田地域整備課長。

地域整備課長 おはようございます。6番の北川議員のご質疑にお答えいたします。

舗装の厚さは4センチから5センチをめどにしておりますけども、既に舗装されていて厚さがわからないところもあるのは事実です。今回の路線については10年以上舗装されていますが、一切下がっておりませんので、基準を満たしているものと思っております。

以上です。

西澤清正議長 ほかにありませんか。

北川議員 はい。

西澤清正議長 北川議員。

北川議員 僕が問いたいのは4センチから5センチ。しかし、やはり大事なことだと僕は思っております。というのは5年に一度、うちの町では舗装のやりかえとい

うのを起点としてやっております。そんな中で、今のところは目で見て下がってないさかいに満たしているものだろうということで判断しているというのを、今課長はおっしゃいましたね。やはり、次にやりかえするときには、これ、皆さんの血税でやりかえするわけなので、こういった認定の場合はコア抜きでもしてもらって、やはりきちっとした確認をしていただきたいと思います。これ以上僕は言いませんけども、今後、今の認定に当たってもしかり、今後認定する場合は、いうたら、開発したところに当たって、認定する場合はそういうコア抜きか、急所急所を押さえて。やはり、というのは、僕は、ある業者から聞くと3センチのところもあるというわけです。今のところで、あそこの、今回議題に上がっている場所は、俗にいうふん詰まり、行きどまりですわね。一般車両というか生活車両、あそこに住んでいる人たちが使うだけの道路、要するに乗用車だけです。おそらくそこら辺は課長も見て、大型とかそういうのが入る道路でないから下がってないと思っておりますが、今後いろいろな形で、まだまだうちの町は開発されるところがあると思っておりますので、そういった場所についてはきちっとした確認をして認定していただきたいと思います。答弁願います。

地域整備課長 議長。

西澤清正議長 山田地域整備課長。

地域整備課長 北川議員の質疑にお答えいたします。

コア抜きなんですけども、なかなか難しい部分もありますので、開発業者に厚さを確認するなり、端の方で、側溝のところからでも確認できるように、何らかの方法でしたいと思います。

以上です。

西澤清正議長 ほかにありませんか。

今村議員 はい。

西澤清正議長 今村議員。

今村議員 議第61号、町道認定についてですが、ここの新興団地は、建って、先ほど10年以上建っているという形なんですけれども、今回、町道認定するということで、道路敷が町に寄附された経緯があるわけですね。開発業者の持ち物だったのか、住んでおられる住居者の出し合いなのかよくわからないんですけど、元の地権者はどういう方で、今回、町に寄附されたのはいつなのか。その概要と、豊郷は、先ほど北川議員もおっしゃったように、あちこち、こういうふうに、町内の中で開発業者が新興住宅地を開発しておりますよね。だからそういう、町に寄附したら町が管理したらええというだけじゃなくて、その基準も必

要だと思っんです。ここの道なんかはほんとうに、先ほどおっしゃったように行きどまりなんです。使う人はこの団地に住んでおられる方しかほとんど用はないと、そこに行く業者か知人の人が行くだけで。だから、そういう道も町に寄附されれば全部町道認定していくのかというの、どういう基準でこういうのが認定されているのかというのが、ちょっと私も不思議に思いましたので、もとの地権者のどういう方が、いつ町に寄附されて、今回、町が町道認定を提案したのか。また、この町道認定、これからも、こういう開発はまだ、あちこち出てきたら、同じようなことが出てくるケースがあると思っんです、町の町道認定の基準というのはどういうふうに考えているのか、新興住宅地等の新しい道路整備をされた場合には、民間の、民間整備に対してはどういう基準を持っておられるのか、ちょっと説明してください。

地域整備課長 議長。

西澤清正議長 山田地域整備課長。

地域整備課長 1 2 番の今村議員の質疑にお答えします。

寄附されたのは平成 28 年 6 月 2 日、新和建設さんからです。町道の認定については一応基準、内規を設けておりまして、4 メーター以上の道で舗装されていることなど、いろいろ条件を考えて、今回認定に至ったものであります。よろしくお願ひします。

西澤清正議長 ほかにありませんか。

今村議員 はい。

西澤清正議長 今村議員。

今村議員 ここの宅地開発をした新和建設の所有地だったところが、道路敷の部分が去年、28 年の 6 月 2 日に町に寄附されたということですよね。こういう、あちこちに新興住宅地ができていて、開発されていますが、開発されて、業者としてはもう、公図も、個別にそういう、でき上がった道路敷があった場合には、できたら完成と同時に町に移管した方が、後の維持管理が要らないじゃないですか。ここの場合、28 年って大分たってますよね、あそこの造成を始めて、家がいっぱい建ち始めてから。これは 28 年の 6 月にそうやって、町に寄附しますよというふうに、ああいう、居宅のね、出し合い道はやっぱりみんなの了解がないとできないけど、開発業者やったら、自分で公図を訂正してちゃんと登記してしまえば、すぐにぼんとできそうな感じがするんですが、28 年までしなくて、28 年の 6 月 2 日に町に寄附しますよと言った、向こうの、寄附行為をするための理由というのは町にどういふふう説明されたんですか。その辺ちょっとお聞きしたいと思っんですけど。

地域整備課長 議長。

西澤清正議長 山田地域整備課長。

地域整備課長 今村議員のご質疑にお答えします。

開発の場合、やっぱり資金を借りますので、道路のところも抵当が入っている場合もございます。今回の場合はどういった経緯というよりも、もう、自分らで道路を管理するのが難しくなってきたので、町の方で管理をお願いしたいので寄附するという申し出がありましたので、受けたということでございます。

以上です。

西澤清正議長 再々質疑はありますか。

今村議員 はい。

西澤清正議長 今村議員。

今村議員 開発業者が資金調達のために借入れをされていたということは、道路敷、不動産部分に対しては抵当が入ってたんですか。28年でそういうのがなくなったんでそうしているんですか。どういう意味なんですか。やはり、そういう資金を借りるためには担保が要りますからね。そういうので、よく、不動産には抵当権をとられたりとか、いろいろありますでしょう。それを、そんなところを町が買うわけないから、そういうのがなくなったということで、町に抵当権がなくなって、その土地を寄附しますという形になっているんですね。その確認です。ちょっと教えてください。

地域整備課長 議長。

西澤清正議長 山田地域整備課長。

地域整備課長 今村議員のご質疑にお答えします。

先ほど申しましたのは、開発のところによっては抵当権が入っている道路もあるということなんですけども、今回の寄附があったところは既に抵当権は外れております。

以上です。

西澤清正議長 ほかにありませんか。

鈴木議員 議長。

西澤清正議長 鈴木議員。

鈴木議員 議第61号の質疑を行います。これも確認なんですけど、先ほど、町長の提案説明では宅地造成に伴いという説明だったと思うんですが、ここはもう宅地造成は終わっているところですよ、既に。もう供用されていますよね、かなり年月がたっている。私、ここよく出入りしているので、宅地造成に伴うということではないですね。いや、私の理解の仕方が、先ほどの提案説明では宅地

造成に伴い町道認定を提案されたと言ったが、既に宅地造成は終わっているところですよ。何年ぐらい前に終わっているのか。

それともう1点は、別に町道の認定はいいんですけど、お聞きして、よくわかるようでわからないのは、町道の認定をする基準みたいなものはあるんですか。例えば何年たって、今はこれぐらいの、道路の幅はこれぐらいで、何年たったときぐらいに町道に認定するという、そういう基準みたいなものがあるのかないのか。あればちょっとお示しを願いたいと、以上2点。

地域整備課長 議長。

西澤清正議長 山田地域整備課長。

地域整備課長 8番の鈴木議員のご質疑にお答えします。

この宅地造成は平成12年9月に登記が完了しまして、それ以降販売されて、現在に至っている。

北川議員 何年やって、もう一遍言って。

地域整備課長 平成12年9月。

北川議員 10ですか。

地域整備課長 12年。

北川議員 12年やね。

地域整備課長 あと、町道の認定なんですけども、基準で内規がありまして、道路の有効幅員が4メートル以上とか、路面排水が完全にできているとか、舗装してあるとか、そういうところで見えております。

以上です。

西澤清正議長 よろしいですか。ほかにありませんか。

議員 なし。

西澤清正議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

議員 なし。

西澤清正議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第61号町道路線の認定についてを採決いたします。賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、全員)

西澤清正議長 全員起立であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第14、議第62号平成29年度豊郷町一般会計補正予算(第2号)か

ら日程第18、議第66号平成29年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第62号平成29年度豊郷町一般会計補正予算（第2号）及び議第63号平成29年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）から議第66号平成29年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）までの各特別会計補正予算について一括してご説明申し上げます。

議第62号平成29年度豊郷町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,398万9,000円を追加し、歳入歳出予算総額を39億8,154万5,000円とするものでございます。

歳入では、地方特例交付金47万円、地方交付税4,782万6,000円、分担金及び負担金27万9,000円、国庫支出金431万6,000円、県支出金373万7,000円、繰入金2,557万9,000円、繰越金500万5,000円、諸収入700万円を追加し、町債22万3,000円を減額するものであります。

次に歳出では、総務費1,972万8,000円、民生費1,889万9,000円、衛生費32万円、農林水産業費16万円、商工費1万2,000円、土木費5,071万6,000円、消防費44万4,000円、教育費371万円を追加するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では款8地方特例交付金47万円の増額及び款9地方交付税におきます普通交付税4,782万6,000円の増額につきまして、7月25日付の平成29年度分の交付金及び普通交付税の額の決定についての県通知に基づき増額を行うものであります。

款13国庫支出金、民生費国庫負担金650万円及び款14県支出金の民生費県負担金325万円につきまして、障害児施設措置費負担金を増額計上いたしました。

款17繰入金、財政調整基金繰入金では今回の補正予算に伴います財源調整におきまして、2,467万3,000円の増額を行うものであります。また、豊郷小学校旧校舎管理基金繰入金4万9,000円及びふるさと応援寄附基金繰入金85万7,000円は、それぞれの事業費の財源として繰り入れを行うも

のであります。

款 18 繰越金、項 1 繰越金 500 万 5,000 円の増額につきましては、平成 28 年度からの繰越金を 4,500 万 5,000 円とするものであります。

款 19 諸収入、目 4 雑入の土木費雑入につきましては、県道改築事業にかかります用地買収金 700 万円の補正計上を行うものであります。

次に歳出では、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 12 財政調整基金費、節 25 積立金は平成 28 年度一般会計繰越金 4,500 万 5,000 円の 2 分の 1 相当額、2,250 万 3,000 円を財政調整基金に積み立てを行うものであります。

目 14 地方創生事業費の委託料 500 万円の減額は、COOL とよさと地域活性化業務委託料でございます。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 12 障害福祉費の節 20 扶助費 1,300 万円は障害児通所給付費を計上いたしました。

款 8 土木費、項 2 道路橋梁費、目 1 道路維持費の節 19 負担金、補助金及び交付金 1,010 万 6,000 円は、各字除雪補助金 300 万円、県道改築事業負担金 710 万 6,000 円を、目 2 道路橋梁費の節 15 工事請負費 3,023 万円は、字要望道路整備事業費及び町道路整備事業費を計上したところでございます。

款 8 土木費、項 4 住宅費、目 1 公営住宅管理費、節 13 委託料 108 万円、17 公有財産購入費 233 万 3,000 円は公営住宅宮の西団地駐車場造成工事の設計委託料及び用地費を計上しました。目 2 改良住宅管理費の節 11 需用費の修繕費 420 万円は、改良住宅修繕費を計上いたしました。

款 10 教育費、項 5 社会教育費、目 8 豊栄のさと施設費の節 11 需用費 146 万 4,000 円は芝生広場時計の取りかえ、高圧気中開閉器交換経費を計上したところであります。

次に、議第 63 号平成 29 年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3,072 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 10 億 5,202 万 7,000 円とするものでございます。

歳入では、国庫支出金 32 万 4,000 円、県支出金 6 万 6,000 円、繰入金 64 万 8,000 円、繰越金 2,968 万 6,000 円を追加するものであります。

次に歳出では、総務費 97 万 2,000 円、前期高齢者納付金等 30 万 1,000 円、保健事業費 31 万円、基金積立金 2,330 万 4,000 円、諸

支出金 583万7,000円を追加するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では6ページ、款10繰越金、項1繰越金2,968万6,000円の増額につきましては28年度からの繰り越しによるものであります。

次に歳出は7ページ、款9基金積立金、項1基金積立金2,330万4,000円の増額につきましては、28年度繰越金からの積み立て等でございます。また、款10諸支出金、項1償還金及び還付加算金583万7,000円の総額につきましては、28年度実績の額の確定に伴います国庫支出金等に係る返還金によるものです。

議第64号平成29年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ957万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額を3億1,032万4,000円とするものでございます。

歳入では、繰越金1,054万2,000円を追加し、繰入金97万1,000円を減額するものであります。歳出では総務費627万1,000円、下水道事業費330万円を追加するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では款4繰入金、項2基金繰入金の下水道維持管理基金繰入金97万1,000円は、補正予算財源の調整から繰り入れを減額するものであります。

款5繰越金、項1繰越金1,054万2,000円の増額につきましては、平成28年度からの繰越金が確定したことから、1,254万2,000円とするものであります。

歳出では款1総務費、項1総務管理費、目2維持管理費の節25積立金については、平成28年度繰越金の2分の1の額627万1,000円を下水道維持管理基金に積み立てを行うものであります。

款2下水道事業費、項1公共下水道事業費の節15工事請負費280万9,000円につきましては総合地震対策工事費でございます。

議第65号平成29年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

既定の歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ495万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額を6億4,925万円とするものでございます。歳入では繰入金248万8,000円、繰越金333万8,000円を追加し、町債87万円を減額するものであります。歳出では総務費172万8,000円、基金積立金167万円、諸支出金155万8,000円を追加するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では6ページ、款8繰越金、項1繰越金333万8,000円の増額につきましては、28年度からの繰り越しによるものであります。次に、歳出では7ページ、款1総務費、項1総務管理費172万8,000円の増額につきましては、システム開発の委託によるものであります。

また、9ページ、款4基金積立金、項1基金積立金費167万円の増額につきましては、28年度繰越金からの積み立てでございます。また、款5諸支出金、項1償還金及び還付加算金155万8,000円の増額につきましては、28年度実績の額の確定に伴います国県支出金の返還金によるものであります。

議第66号平成29年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3万9,000円を追加し、歳入歳出予算総額を6,087万1,000円とするものでございます。歳入では諸収入3万9,000円を追加するものであり、歳出では諸支出金3万9,000円を追加するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げます。歳入では5ページ、款5諸収入、項2償還金及び還付加算金3万9,000円の増額につきましては、保険料に係る還付金によるものです。

次に歳出、6ページ、款3諸支出金、項1償還金及び還付加算金3万9,000円の増額につきましては、保険料に係る還付金によるものであります。

以上、議第62号から議第66号まで一括して説明を申し上げましたので、ご審議の上、議決いただけますようよろしくお願い申し上げます。

西澤清正議長 これより質疑を行います。

質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

今村議員 はい。

西澤清正議長 今村議員。

今村議員 まず、議第62号平成29年度豊郷町一般会計補正予算（第2号）の9ページ、地方交付税で普通交付税が4,782万6,000円、今回増額補正ですが、これは当初予算の普通交付税が、これでもう確定なんですか。どういう意味なんですか。当初予算では普通交付税を幾らで見えていて、今回、これ増えているんですが、この金額で確定なのか、まだ入ってくるのか、どういう意味なのか、ちょっと説明してください。

それと、下の方に項2負担金で、民生費負担金、老人保護措置費入所者負担

金というのがあります。これも概要だけ説明してください。増額になってる分の。

そして、10ページの項1国庫負担金で、民生費国庫負担金の、ここも増額で、障害児施設措置費（給付費等）負担金650万円も、歳出とあわせて上がっていますので、下の方の民生費県負担金325万円を含めて、歳出の方とあわせて、どういう中身なのか概要を説明してください。

それと項2の国庫補助金、総務費国庫補助金の地方創生推進交付金が、今回減額補正250万円になっている、この理由の説明をお願いいたします。

続いて11ページ、ここで、基金繰入のところで、ふるさと応援寄附基金繰入金85万7,000円ということで増額になっていますが、このふるさと応援寄附基金、寄附金の基金は、豊郷の場合はパンフレットもつくってありましたけれども、内容的な変更はあったのか、あの中で今回何が増えてきているのか、ちょっとその辺、事業内容を説明していただけますか。

そして、次に12ページの諸収入の雑入で、県道改築事業に係る村中用地買収金という形で700万円、用地買収金、村中ということで、どっかの字かなと思うんですが、町が歳出の方でも何か書いてありましたけれども、これはどこの字で、面積はどれだけなのか、その概要を説明してください。

そして、次13ページの項1総務管理費の目9交通対策費、ここで防犯灯設置事業費補助金74万円と増額されておりますが、これはどこに何基、どういうのをつくるための補助金なのかを、概要を説明してください。

それから14番の地方創生事業費で、COOLとよさと地域活性化業務委託料というのが、500万円の委託料の減額補正がされておりますが、これは歳入のところにもありましたけれども、この減額に至った背景、町の事業としてはどうなっているのか説明をしてください。

そして、次は15ページで、項1社会福祉費の目5人権対策費で、15番工事請負費118万3,000円、施設整備費というふうに書かれていますが、具体的に概要を説明してください。あと、障害福祉費の関係では歳入との絡みでこういうふうに出てきていますので、それも含めて説明してください。

それから16ページで、項2の児童福祉費、目1の児童福祉総務費で、ここで、報酬で子ども・子育て会議委員報酬ということで7万2,000円の増額になっておりますが、これは、当初予算はあるわけですがけれども、増額していくのはどういう関係で、これは増額になっているのか、内訳を説明してください。

そして、目4の児童館費で修繕料が7万8,000円というのが上がっていますが、これ、児童館費のどの部分をどういう理由で修繕されるのか説明してく

ださい。そして款4の衛生費ですが、その中で目1の環境衛生費ということで、墓地高木剪定工事32万円、工事請負費が入っていますが、これはどこの墓地で、どういう高木の剪定なのか、中身を説明してください。

17ページに移ります。17ページの項2の道路橋梁費の中で、目1の道路維持費の中で、19番負補交の中で各字除雪補助金というのが300万円上がっているんですが、これは、各字に除雪補助金を計上されていますけれども、この補助金は16字にどういうふうに振り分けられるのか、また、除雪に対する補助金というので、範囲はどのような範囲で、金額的にも一律なのか、大字と小字では違うのかという、その使用範囲はどのようなもので使用できるのか説明をしてください。ここで、県道改築事業用地買収負担金という形で、さっき、村中のところの負担金が出てますので、これはさっきの絡みで説明してください。

そして18ページは、先ほど町長も説明されておりましたが、公営住宅、宮の西団地の用地買収をして、何か言ってはった、ちょっと聞き取れなかったんですが、ここの設計監理委託料、また、用地買収費、公有財産は具体的にどういう中身なのか説明してください。それで、改良住宅の修繕料420万円、これも、内訳、どういう修繕なのかを説明してください。

19ページは、項5の社会教育費の中で、目8の豊栄のさと施設費ということで、修繕料が146万4,000円増額補正されておりますが、この修繕料というのはどういうものなのかを具体的に説明をお願いいたします。62号関係はこれで以上です。

続いて、議第65号平成29年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)、これにつきましては歳出の9ページで、基金積立金、目1で積立金167万円ということで、介護給付費準備基金積立金、これは28年度の決算剰余金に付随して、これは出てきているんだと思うんですけども、この基金積立金は、これで、今回積み上げて、28年度中の積立金と、これで合わせた金額は幾らになるのか言ってください。それと相反する、29年度のこの補正の段階では借り入れは消えているんですけど、27、28で財政安定化基金貸付金という形で町は借り入れしてるんですよ、その金額は今の時点で幾らなのか、ちょっと、現時点の借り入れ、27年、8年の借り入れ総額をちょっと、同時に説明してください。

それから、その次の款5の諸支出金の中で、目2の償還金、28年度決算が確定したという中で、国庫・県補助金返還金、県支出金返還金、国庫支出金返還金、あと、診療報酬の返還金、確定した割合で来ているんですが、介護保険

は、この第6期ではそれぞれの、全部の介護給付費に対する負担割合がありますよね。それでいくとこれは、28年は国、県、町、国の調整交付金が別途ありますよね。この負担割合を幾らで計算して、ここでその返還金というのが、計算のうちで多過ぎた分は変換するわけやから、なっているのか。ちょっとその具体的なパーセンテージを説明していただけますか。お願いします。

以上です。

総務課長 議長。

西澤清正議長 村田総務課長。

総務課長 今村議員の補正予算のご質疑にお答えをいたします。

まず、歳入9ページの地方交付税のご質疑でございます。地方交付税につきましては、今年度、当初予算で10億2,800万円を計上しております。ちなみに特別交付税については2億9,000万円を計上して、2つ合わせまして13億1,800万円を計上しているところでございます。今回、7月25日付で普通交付税の配分がなされまして、その段階で、今回4,782万6,000円の増額をさせていただくということで、今年度の普通交付税につきましては、この額がほぼ確定であろうと考えております。金額的には、先ほど言いました10億2,800万円と4,782万6,000円、今回の分を合わせますと、普通交付税に限りますと、10億7,582万6,000円の金額になります。この金額につきましては、前年度と対比しますと約3,539万5,000円の減額ということになります。

続いて、歳出13ページの総務費、目、交通対策費におけます節の負担金、補助及び交付金のところの防犯灯設置事業補助金74万円の補正の内容でございますが、今回、防犯灯の設置ならびに修繕等について4字の方から要望をいただいております。順番に申し上げますと、1つ目は三ツ池区の方から要望をいただいております。電柱の添架が1カ所、それと既設にあります器具の取りかえが6カ所、杉区の方からは老朽化の取りかえが1カ所、四十九院からは電柱の添架が1カ所、それと老朽化については1カ所ということの要望でございます。それと、下枝区の方から新設を行いたいということで、ポール込みの新設6カ所のご要望をいただいております。これら全てで74万円ということでございます。

以上でございます。

保健福祉課長 議長。

西澤清正議長 神辺保健福祉課長。

保健福祉課長 今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

議第62号の歳入ですけれども、9ページのところで民生費負担金のところ、老人保護措置費入所負担金の概要説明をということでした。こちらにつきましては老人保護ということで、現在、措置入所をされている3名の方の自己負担分、こちらの方が費用徴収の基準額が変更になりましたので、今後増額してまいります。今後9カ月で、1カ月当たり2万3,500円が増額になっていることから補正を上げたものです。それと歳入、同じく10ページの方で、民生費国庫負担金と14の県負担金のところ、障害児施設措置費の歳入についてもお尋ねいただきましたが、こちらにつきましては15ページ、民生費のところ、障害福祉費の扶助費1,300万円、こちらにつきましては障害児通所給付費ということで、これは放課後デイ、障害をお持ちの子供さんの放課後デイの利用という部分が増額したものです。こちらにつきましては対象の方が少し増えたというのがありますけれども、従来からそういう、使う事業所というものが十分なくて、昨年愛荘町の方で2カ所開設されました。今年度におきましても町内で1カ所開設されたということで、今までから、使いたくてもいけなかったサービスが利用できるということから、飛躍的に利用度が上がってきたということから、今回1,300万円の補正をお願いしたいというものです。これに伴いまして、歳入の方で国庫負担金については1,300万円の2分の1、650万円を歳入に、4分の1、325万円を県費ということで見込みとして上げさせていただいたものです。

以上です。

企画振興課長

議長。

西澤清正議長

清水企画振興課長。

企画振興課長

それでは、今村議員のご質疑にお答えします。

10ページの国庫補助金、総務費国庫補助金の地方創生交付金250万円の減額と、13ページの歳出の地方創生事業委託料で、COOLとよさと500万円の減額に関連しますので、あわせてご説明申し上げますと、昨年の委員会でもご説明させていただいたとおり、具体的な内容は未定でしたけれども、COOLとよさと地域活性化事業ということで、行う予定で国の方に相談をしておりました。事業費として500万円、補助金はその2分の1で250万円でしたけれども、不採択ということになりましたので、今回減額するものでございます。

以上です。

地域整備課長

議長。

西澤清正議長

山田地域整備課長。

地域整備課長 今村議員の質疑にお答えします。

12ページ、県道改築事業に係る村中用地買収金700万円でございますけれども、県道松尾寺豊郷線、沢公民館のところに歩道、あそこをずっと歩道をつくる計画を県がしております、買収面積は67.07平米でございます。

続きまして、17ページの各字除雪補助金300万円でございますけれども、これは今年の1月22日、23日と大雪警報が出まして、各字にはいろいろ、除雪、大変ご苦勞をいただいたわけなんですけれども、また今年度、大雪警報などが出て、除雪に大変ご苦勞いただく可能性もありますので、こういった場合に、補助金を倍にして補助しようというものでございます。

以上です。

人権政策課長 議長。

西澤清正議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 それでは12番、今村議員のご質疑にお答えさせていただきます。

まず、15ページの人権対策費の工事請負費、118万3,000円の中身でございますが、これにつきましては長池団地集会所横の空き地を整地するための工事費という形で計上させていただいております。

それから、16ページの児童館費の11、需用費7万8,000円の修繕費につきましては、消防設備の点検によりまして、誘導灯または表示板等の取りかえが必要やということになりましたので、その点の修繕料を計上させていただきました。

それから、18ページの住宅費の内訳でございます。先ほど町長の方からもご説明させていただきましたように、13の委託料ならびに17の公有財産購入費につきましては、宮の西団地の駐車場をつくるに当たりまして、あそこはやぶでございますので、その整地をするための設計を、今回108万円という形で委託費に計上させていただきました。17の公有財産購入費233万3,000円につきましては、その用地を購入するに当たりまして、基金で取り崩してそれに充てたということで、今回、購入財産購入費、一般会計から基金の方に戻すという形の支出をさせていただいたものでございます。

項2の改良住宅管理費の需用費、420万円の修繕料でございますが、今回、台風等によります改良住宅の雨漏り等が何件か発生しております、それによる防水工事ならびに天井内部の修繕等が重なっております。また、浴室とかタイル等の破損が発生しております、そういったところ辺で需用費の修繕費が不足しているということでございまして、今回420万円の修繕料を計上させていただきました。

以上です。

教育次長 議長。

西澤清正議長 岩崎教育次長。

教育次長 今村議員の質疑にお答えいたします。

16 ページ、子ども・子育て会議の委員報酬の関係ですけれども、県の指導に基づきまして、子ども・子育て会議の中間年の、今年は見直しになっております。それに基づきまして7万2,000円の予算を計上させていただきました。よろしくお願いたします。

住民生活課長 議長。

西澤清正議長 長谷川住民生活課長。

住民生活課長 今村議員のご質疑にお答えさせていただきます。

16 ページ、環境衛生費、工事請負費32万円ということで、墓地高木剪定工事ということで、今年度、三ツ池墓地の排水路を改修する計画をしております。5月に区長と現地確認をしたところ、木の根っこが水路等を押しており、このまま工事を進めても、数年後にはまた再工事しなければならないことが判明しましたので、根本的に解決するために、木を根元付近で切り倒し、切り口に薬品を注入し、木を枯らす必要がございました。三ツ池区長より要望がありましたので、今回予算計上させていただきました。

以上です。

社会教育課長 議長。

西澤清正議長 秋尾社会教育課長。

社会教育課長 今村議員のご質疑にお答えいたします。

19 ページの最後、豊栄のさと施設費の修繕料でございます。修繕、146万4,000円でございます。この内訳としまして、主なものといたしましては芝生広場にある時計でございます。この時計が本年より動いておりません。住民様のご要望によりまして、建てかえるというようなことでございます。

あともう1つ、主なものとしては、さとに引っ張っております電力の交換機の寿命がきましたので、その交換という形で修繕費用となっております。

以上でございます。

医療保険課長 議長。

西澤清正議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、私の方から今村議員のご質疑にお答えをしたいと思います。

まず、介護保険の基金総額でございますけれども、今回の補正を通していただいたというもとで、現在の基金残高が549万6,512円でございます。続

きまして、第6期での、27年、8年での借り入れの部分、総額で1,157万5,000円でございます。

続きまして、国、県、町等の負担割合でございますけれども、まず、9ページの返還金等、ここから見てまいりますと、国が、この一番上の国庫・県補助金返還金の部分で申し上げますと、国の部分は25%、県の部分が12.5%、これは地域支援事業の部分でございます。

続きまして、2つ目の県支出金返還金の部分、これにつきましては県の部分につきましては施設分が17.5%、その他の部分が12.5%でございます。

続きまして、3つ目の68万4,000円の部分で申しますと、国庫負担金の部分、これは施設分が15%、その他の部分が20%でございます。

続きまして、診療報酬支払基金の返還金の部分でございますけれども、これは28%でございます。

続きまして、最後の3万4,000円の地域支援事業の交付金の返還金につきましても支払基金の分でございますので、28%という部分になっております。基本的に申しまして、先ほどから申し上げておりますように、国の部分につきましては施設が15%、その他が20%、県が、施設の部分が17.5%に対しまして、その他が12.5%、町の持ち分といたしましては12.5%、支払基金としては28%というふうになっておるところでございます。

以上でございます。

西澤清正議長 再質疑はありますか。

今村議員 はい。

西澤清正議長 どうぞ。

今村議員 議第62号で、先ほど保健福祉課の方から障害児通所給付費ということで、放課後デイということで、町内に1カ所、就学後のお子さんの通所できる施設を町内で整備されたというふうに私は理解をしたんですけど、そこに、町内で整備されている場所と、どこに整備しようと思っておられるのか。それと対象受け入れ人数、どういう施設運営、ほかの町でもそうやって、就学後のそういう障害児の通所施設をつくっておられるところ、愛荘もあつたけど、ありますよね、豊郷の場合はこれまで、受け入れができるところがなかなかなかったというのは先ほどわかりましたが、豊郷でやるのは、事業形態はどういう形にしてやるのか、場所と、指導員をどういうふうに配置して、どういう、構想だけ、今、これからやるとおっしゃっているから、それをちょっと教えていただけますか。

保健福祉課長 議長。

西澤清正議長 神辺保健福祉課長。

保健福祉課長 今村議員の再質疑にお答えさせていただきます。

先ほど申し上げました、町内でも放課後デイをする事業所がというふうに言わせていただきましたけども、町が開設するものではありません。事業所が豊郷町の場所のところを使って開設されるということで、町が運営して実施する事業ではないということをおっしゃっていただきたいと思います。

それと、去年の2カ所、愛荘町に開設されたというのも、愛荘町がされたわけではなくて、ご承知のように彦根とか、あちらこちらにそういう事業所はあるんですけども、今までの事業所の中では、ニーズがあっても受け入れができなかった。そんな中で、28年度に愛荘町に事業所が2カ所開設されて、今年度、豊郷町でも高野瀬に1カ所開設をされるということになったので、豊郷はまだ開設されたばかりですので、今後利用が伸びるかと思いますが、愛荘の方については既に利用が始まっていて、個々の放課後デイの活用をされる方の人数が増えてきましたので、今回、1,300万円という大きなお金ですけども、補正をお願いしたというものです。

以上です。

今村議員 議長。

西澤清正議長 再々質疑。今村議員。

今村議員 事業所が受け入れてくれる委託事業でやるという話ですよ、今の話だったら。豊郷のそういう福祉事業所が受け入れてくれたところで、放課後の障害児通所、介護デイをやっていきたいという話じゃないですか。今おっしゃった、高野瀬に1カ所ってどこの事業所が受けてくれるんですか。今年度、この事業費が上がるということは、受け入れで、そこに通所するお子さんがいらっしゃるということじゃないですか。だから、その構想を教えてください。どこの場所でどこの事業所が受け入れるのか、そして、豊郷で対象になっている児童数は何人いらっしゃるのか、デイからどういう形でやるのかと、それをちょっと教えてくださいなということで、ちょっと、概要だけでいいから教えてください。

保健福祉課長 議長。

西澤清正議長 神辺保健福祉課長。

保健福祉課長 すいません、再々質疑にお答えさせていただきます。

お尋ねいただいておりますその事業所というのは、場所につきましては高野瀬の、以前の丸善さんのところから少し北のところ、外見は普通の住宅のように見えますけれども、そこるところを使って利用、開設をされます。ちょっと今、資料を持っておりませんが、1日に受け入れというのは2人だったかな

とっております。それで、今利用の構想と云っていただきましたけども、豊郷町の子供たちがそこへ行くというのではなくて、これは、保護者の方と事業所が直接契約をされますので、その契約に伴って、豊郷町の方としてはサービス費の方の支出が生まれてくるというものですので、豊郷の子供たちが行っているかという、そうではなくて、例えば甲良とか彦根からもそこを使われるかもわかりませんし、豊郷の方も今ほど言いましたように愛荘の方に行ったり彦根に行ったりされているということで、そうしたものの経費の合計が、先ほど言わせていただいたところで補正を上げてくるというものです。

以上です。

西澤清正議長 ほかにありませんか。

高橋議員 はい。

西澤清正議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、一般会計補正予算について1点だけ質疑したいと思います。

回答が出なかったら付託になると思いますので、そのときまでに答えを用意していただければと思うんですが、まず16ページ、環境衛生費の墓地高木剪定工事とあるんですけども、先ほど長谷川課長の方から今村議員の質疑に答弁されたんですが、三ツ池区長の方より要望がありということをお聞きしました。この32万円というのは何分の何の補助金なのか、それとも10分の10なのか。10分の10であろうと予測されますが、これについては、なぜここを10分の10で、町が全て工事をされるのか。町有地だという答えが返ってくるかもわかりませんが、その答えをお願いしたいのと、当然、今すぐには答えられないと思いますけれども、各字全て、多かれ少なかれ墓地を持っておられると思います。その墓地についても同じように、課長の回答が町有地であるなら町が全て工事をされるのか、今はなかなか、字の墓地については村中という形で昔はあったんですが、今は豊郷町名義になっているところもたくさんあるかと思っておりますので、今後の動きとして、全部の字の持ち主さんを調べていただくという作業については、付託の予算決算常任委員会で報告を願えれば結構ですけれども、今質問しました10分の10なのか町有地なのかという部分だけ答弁をお願いしたい。

住民生活課長 議長。

西澤清正議長 長谷川住民生活課長。

住民生活課長 高橋議員のご質疑にお答えしたいと思います。

今回、10分の10でございます。根拠といたしましては、墓地に関する条例第4条ということで、墓地の管理は町が行うということで、これにつきまして

ては大町の墓地の三ツ池の墓地が載っております。

以上でございます。

西澤清正議長 再質疑はありますか。

高橋議員 結構です。

鈴木議員 議長。

西澤清正議長 鈴木議員。

鈴木議員 今の件ですけど、もともと大町区と三ツ池区が対象やというのは、まずそれはおかしいというのを、私は思うということをもっと申し上げておきます。それなら、前も言ったんですけど、この三ツ池区に隣接する墓地の、非常に高木がありますよね、ご存じですか。まずそれを申し上げておいて、仮に大町、三ツ池区であるとしても、じゃあ、どうして三ツ池区だけ大きな、大町区の方にももっと大きな木がありますよ。あれ、そのままにしておくんですか。区からの、うちの町の進め方が、区長からの要望がないと事業をしないというんですが、でも、誰が見てもあれは危ない。課長もよくご存じだと思うんですが、だから、そこら辺の全体の、全町の整備と、現行の条例でも、じゃあ、そこをどうされるのか、この2点。条例の改正をすべきじゃないかということと、それを甘んじて、現行ではそうだとした場合、その現行の条例でもそこをどうするのか。

住民生活課長 議長。

西澤清正議長 長谷川住民生活課長。

住民生活課長 鈴木議員のご質疑にお答えいたします。

今、鈴木議員がおっしゃられたように、大町の墓地の方にも確かに高木の方がございます、そちらの方につきましては、地元の方から要望も上がっておりませんので、現在は考えておりません。墓地の条例の方ですけども、それにつきましては、また内部で検討していきたいとは思っております。

以上です。

西澤清正議長 再質疑はよろしいですか。

鈴木議員 はい。

西澤清正議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第62号平成29年度豊郷町一般会計補正予算（第2号）を予算決算常任委員会に、議第63号平成29年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第65号平成29年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）及び議第66号平成29年度豊郷町

後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）を文教民生常任委員会に、議第６４号平成２９年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第２号）を総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

西澤清正議長 異議なしと認めます。

よって、議第６２号を予算決算常任委員会に、議第６３号、議第６５号及び議第６６号を文教民生常任委員会に、議第６４号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

暫時休憩します。５５分まで１０分間休憩いたします。

（午前１０時４５分 休憩）

（午前１０時５５分 再開）

西澤清正議長 それでは、再開します。

日程第１９、議題６７号平成２８年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第２４、議第７２号平成２８年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第６７号から議第７２号までの平成２８年度豊郷町一般会計歳入歳出決算及び平成２８年度豊郷町国民健康保険事業特別会計をはじめ、各特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。

平成２８年度豊郷町一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては別冊のとおりであり、地方自治法第２３３条第３項の規定により議会の認定を求めるものであります。各会計の決算の内容につきましては、既に議員各位に配付させていただいております平成２８年度決算概要ならびに平成２８年度主要施策の概要により、説明にかえさせていただきますので、どうぞよろしくご審議の上、認定賜われますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

西澤清正議長 それでは、監査委員の審査の報告を求めます。

佐々木監査委員 議長。

西澤清正議長 佐々木康雄君。

佐々木監査委員 監査報告をいたします。

町長より提出されました平成２８年度豊郷町一般会計歳入歳出決算書をはじ

め、5特別会計決算書ならびに決算付属書類、各基金の運用状況報告書について、本年8月8日から8月17日まで、各担当課の説明を求め、監査を実施いたしました。監査では、各会計決算書及び帳簿等が関係法令に準拠して調製されているか、財産運営は健全か、財産の管理はどうか、予算が適正かつ効率的に執行されているか、また、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等に加え、本年度の監査では監査調書（決算審査）に基づき、税、料及び貸付金の徴収状況と未納対応、町有財産の異動増減の処理、各種団体への補助金の検証及び委託料の委託内容について重点的に審査を行いました。

その結果、審査に付された一般会計、特別会計ともに関係法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。また、各基金の運用状況を示す書類の係数についても誤りのないものと認められましたので、まずもってご報告をしておきます。

次に、決算内容ですが、まず、本町の財政状況についてであります。決算規模は一般会計と特別会計を合算すると、歳入70億2,967万5,894円であります。歳出は69億362万8,289円でありまして、差し引き1億2,604万7,605円となり、これは平成27年度よりも2億4,217万3,919円の減でありました。また、一般会計では歳入45億7,854万9,404円で、総予算額に対する収入率は96.2%、歳出は45億3,354万4,019円で、総予算額に対する執行率は95.3%、差し引き4,500万5,385円でありました。

財政構造については、自主財源と依存財源の構成割合はそれぞれ40.7対59.3となっており、全体としては4億6,801万円の増となっております。自主財源の占める構成比率は、前年度と比較すると3.2%増加しております。また、歳出において人件費、扶助費、公債費の義務的経費は16億5,353万7,000円で、歳出総額に占める割合は37.5%です。これは、前年度に比べ1億6,977万1,000円、11.4%の増となっております。内訳としては、前年度に対して公債費が1億5,964万3,000円、扶助費が3,810万7,000円増加し、人件費が2,797万9,000円減少したことによるものです。投資的経費は7億1,312万円で、前年度に比べ3億3,685万9,000円、89.5%の増となっております。

また、本町の財政指標で財政力指数は0.423と、前年度に比べ0.009ポイント、経常収支比率は94.5%と、前年度に比べ6.8ポイント上昇しております。経常一般財源比率は95.2で、前年度に比べ1.2ポイント下降しております。

次に、税及び税外収入の徴収についてですが、平成28年度の税収入、税外収入の滞納額は2億1,213万5,000円で、前年度と比較して996万1,000円減少しており、一定の努力が見られます。そのうち、税収入における滞納は819万1,000円、11.0%減少し、税外収入についても177万円、1.2%減少しています。今後も、これまでの研修、実践を踏まえて全庁的に滞納整理の強化に取り組み、引き続き実効のある滞納整理に努めていただきたいと思ひます。

不納欠損処分については、平成28年度に445万6,000円が執行されておりました。事務処理は適切になされていますが、地方税法等関係法令に基づき処理する一方、義務を果たさない者への対応についても町の強い姿勢を示して、改善するように一層の検討を求めて報告をしておきます。

19ページからのむすびでは、これは審査意見書ですけれども、重点を置いた税、料及び貸付金の徴収状況と未納対応について、2番目に、町有財産の異動増減の処理について、3番目に、各種団体への補助金の検証及び委託料の委託内容について記載しておりますので、時間の関係上、主な点についてのみ報告いたしますので、詳細についてはご一読をお願いいたします。

まず、税、料、及び貸付金の徴収状況と未納対応については、町税の滞納額は、平成28年度に599万3,000円減少し、徴収率も96.1%と一定の成果を収めています。国保税の滞納額については前年度に比べて219万8,000円減少し、徴収率は83.9%と、前年度に比べて0.9ポイント上昇しています。税外収入においては私立保育所保護者負担金、他市町私立保育所保護者負担金などで滞納額が減少したことから、全体の滞納額が前年度に比べて177万円減少しています。しかし、他の使用料等において滞納額が増加傾向にあることから、滞納者の状況を適正に把握しながら、必要とあれば法的措置を実施するなどして、滞納解消に取り組んでいただきたいと思ひます。

他の項目については、むすびの記載をごらんいただきたいと思ひます。

今回の決算を踏まえ、今後一層健全な財政運営を確立すべく、厳しい現状認識に立つとともに、権利と義務が果たされる社会の秩序を維持するためにも、公平・公正な徴収を一層進めることを求めるところです。また、予算計上した事業の内容や目的について周知を図るとともに、責任ある事業執行に向けて、町長を先頭に全職員が強い決意のものと一致協力し、町民の期待に応えられる行政サービスの推進と、次年度以降を見据えた財政運営に一層取り組まれることを強く求めます。

最後になりますが、決算書及び付属書類の提出に当たっては、十分確認を行

った上での提出を求め、平成28年度会計決算における監査報告といたします。

西澤清正議長

ご苦労さまでした。

これより、審査意見について質疑を行います。

質疑はありませんか。

議 員

なし。

西澤清正議長

次に、各会計の歳入歳出決算認定について質疑を行います。

質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

今村議員

はい。

西澤清正議長

今村議員。

今村議員

決算で、議第67号平成28年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定については、学童保育に対しては、国から放課後児童健全育成事業費等補助金というのが各市町村にもおりているわけですが、この28年度の補助金の確定額というのは、どこの項目で幾らという形でこの決算書にはあるのか、担当、教育委員会の方から、歳入の方で説明をしていただきたい。一般会計はそれをお聞きしたいのと、議第71号平成28年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、これの歳入決算で、歳入の方で、113ページに、介護保険料ということで、第1号被保険者保険料というのが決算で上がっておりますが、この中で、現年度特別徴収保険料、また、現年度普通徴収保険料、3番目の滞納繰越分普通徴収保険料、それぞれ人数を、これ、今の人数を説明してください。

それから、その次のページで、歳入のところで国庫支出金、114ページの上の方にありますが、その中に国庫補助金、調整交付金、現年度分調整交付金というのが、収入済額が3,120万9,000円というふうに書かれているんですが、町の、豊郷の第6期の事業経費の財源負担割合という中では、調整交付金は6.36%ということで財源負担が書かれていましたが、どこかの補正のときに、6.36%が五点何%に下がりましたというのは聞きましたが、この計画、第6期の介護保険事業計画の中の数値からこの収入済額を、28年度を引くと545万円ぐらいは減ってるんですけども、この調整交付金が、そもそも豊郷町の、国の分の中で、財政基盤の弱い地方自治体に対しては調整交付金分というので、5%というのが制度の中ではあるんですが、その中でも豊郷みたいに低所得の高齢者が多い、保険会計というのに対しては、当初は6.36%という話だったんですけども、それが減額されているというのは、政府の言い分というのは一体何で減額をしているのか。それは27、28、29年度全部減額されるのか、27年度も減額されたのか、そのことについて、ちょっと

説明をお願いしたいです。

そしてもう1点は、この介護保険の保険給付費、保険給付費は町の第6期の介護保険事業計画の給付費、介護保険給付費の、要は保険料算定の基準となるやつ。あれからいくと27年度も少なかったのと、28年度決算は800万円少ないですよね、計画値よりもね。少ないけど、介護保険料は、27年は標準月額5,200円が、28年度は標準月額6,000円に引き上げられましたよね、町はね。それで800円の差額があって、保険料は確かに、年間収入は2,000万円増えてますよね。増えている中で、収入は、保険料は増えて、国の調整交付金は減って、保険給付費は計画値よりも800万円減ってるんですが、この会計の状況で、28年度はその中でなおかつ貸付金を、財政安定化基金を300万円、町は借り入れているんですけど、最終補正で、給付費は5億9,000万円というすごく高い予算をされておりましたが、その流れというのは一体、財政運営の流れは一体どういうふうを考えて補正をされているのか、そこら辺を担当課から説明をお聞きしたいです。

以上です。

教育次長 議長。

西澤清正議長 岩崎教育次長。

教育次長 先ほどの今村議員の質疑にお答えいたします。

学童保育の歳入はどこに含まれているかという件ですけれども、子ども・子育て支援……。

今村議員 ページ言ってください。

教育次長 14ページです。子ども・子育て支援交付金という名称があると思います。その中に含まれております。

医療保険課長 議長。

西澤清正議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えをいたしたいと思います。

まず、保険料算定の人数でございますけれども、特別徴収につきましては1,759名の部分でございます。また、普通徴収につきましては135名でございます。滞納の対象者といたしましては20名でございます。

続きまして調整交付金、114ページの件でございますけれども、当初6.36と、ご案内のとおり、おっしゃっていただいたとおりでございましたけれども、県からの報告がございましたのは5.64で、決算的にはその数字になっておるところでございます。減額の理由につきましては、国、県からの報告のとおりということでございますので、直接、1個1個の理由については明

確な回答は得ていないんですけれども、基本的に申しますと、やはり市町ごとの高齢化率、また、内容についての精査をされたものだというふうに考えておるところでございます。

最後に、財政運営の流れにつきましてでございますけれども、今現在、第6期の計画で全体的な、給付費も全ての運営に関する経費で見えますと、計画数値から見ますと、パーセントで言いますと96から7ぐらいの予想をしておるところでございます。今回の補正に関しましても、なぜそのような流れになるのかということにつきましては、やはり今回ですと、29年度が始まりまして、3カ月の給付費の推移を見ますと、今後の年間推計を立てた上で、そういうような財政的な数値になるのではないかということから補正を立てておるところでございますので、ご理解のほど、お願いをいたします。

西澤清正議長 再質疑はありますか。

今村議員 はい。

西澤清正議長 今村議員。

今村議員 一般会計の決算の方で、学童保育に関するところは、今、次長の方から子ども・子育て支援交付金811万5,000円がこの中に含まれているということですが、この中の、先ほど申し上げました放課後児童健全育成事業費補助金は、この中のどれだけ入っていて、国の負担割合って、これ、国、県、町と負担割合がありそうな感じの補助金なんですけれども、具体的にどれだけだったのか。そこら辺、金額の中身を説明してください。お願いします。

それから、介護保険の決算についてなんですけれども、実績は計画数値よりも96、97%ぐらいで推移してきたというふうに、今説明を受けました。でも、町の予算では、この最終給付費の予算は5億9,000万円、でも現実には、それよりも二億何千万円少ないわけじゃないですか。その差ってすごく大きいと思うんですよ。そういう給付費の、私から言わせると、これは何か粉飾予算的な感じがするなと思ったんですけれども、そういう実態に合わない予算を上げて、ずっと、これだけ要るから大変ですというような感じで上げてきているのかなというような疑念を持ちましたんですけれども、3月議会で、その実態に合わない部分というのは、給付費でも、私は、あれは実際後から来るにしても、減らせると思うんです。減額補正はできると思うんですよ。だからそこら辺は、これは計画数値よりも実績は低かったということで決算は出たからいいというだけの問題じゃなくて、年度中に、やはり正確な給付見込み額というのを、担当課というのは、それは差し引き、差額は出ますよ。足りん場合もあるかもしれません。しれませんが、実態よりもはるかに高い給付費を補正して、

そういう形で、当初予算から含めてしていくという仕方はちょっとおかしいんじゃないかと感じるんですけども、それと、国の調整交付金が理由もわからず減額されているって、国に対しては抗議しなあかんことですよ、国、県に対してね、私から言わせれば。金額少くないんやから抗議して当たり前ですよ、町長もちゃんと聞いてほしいんですけど、そういう中で、保険料だけは一方的に平均800円、標準額で月800円、年間通したら1万円近いお金を1号、65歳以上の方からは天引きで徴収されているわけじゃないですか。その会計なんで、もう少しちゃんとした予算を、私はちゃんと、実態に合わせたそういうことをしていただきたいと思うんですけども、こういう、非常に高めの給付見込み額を予算化していくというのには、これはパーセンテージで、そういう基準があるわけですか。それとも町独自でできるということですか。それをちょっとお聞きしたいと思います。

教育次長 はい。

西澤清正議長 岩崎教育次長。

教育次長 今村議員の質疑にお答えいたします。

十分、ちょっとお答えできない部分がございます。その部分は予算決算常任委員会で、また詳しく述べさせていただこうと思っております。国庫補助金387万3,000円です。この補助率は、ちょっとすいません、手持ちがございませんので、後ほどまたお答えをいたします。よろしく願いいたします。

医療保険課長 議長。

西澤清正議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、私の方から再質疑にお答えをしたいと思います。

先ほど、給付費の5億円から2億円もという話がございましたけれども、それは本来、私どもの予算でいきますと28年度決算ベースで、現計予算額、給付費の全体を見ますと5億3,300万円の予算を持っておりました。ところが実績は5億1,700万円強になっておりまして、2億円もという話ではないということでございます。全体……。

今村議員 2,000万円でしょ、二千何百万。

医療保険課長 すいません、全体で申しますと、27年度に限りまして97.8、全体でいきますと、計画から見ると97.8%の到達率。そして28年度98.1%の到達率でございますが、ほぼ計画どおりかなと思っております、今年度に関しては少し、当初は下がっておりますので、先ほど97%ぐらいだというふうに申し上げたところでございますけれども、昨日の推計をちょっと見てみますと、今年度、今回の推計、補正を出してから、今までの平均ですと4,700万

円ぐらい月々いっておるところが、もう5,000万円に、あと数万円というところが2カ月続いております。そういうことから見ますと、やはり今後の推計は、先ほど今村議員おっしゃっていただきましたように、5億9,000万円という推計は現実味を帯びてきているのではないかなというふうに危惧しておるところでございます、そしてまた、給付費に関しましては毎月毎月、担当と精査をしております、上司にも報告しておるところでございます。

また、調整交付金の抗議云々のお話ございましたけれども、この件につきましても、我々豊郷町に対する値につきましては、再三再四議論を重ねておるところでございますので、私どもも胸を張って言えるようにはしておるところでございますけれども、県から言わせますと、じゃあ、なぜ基準に対する保険料の算定をしなかったのかというところを突かれるわけでございますが、そういう部分については、また皆様のご協力によりまして、28年度より6,000円に上げていただいたということで努力をしておるところだということをご理解賜っておるところでございます。

以上でございます。

西澤清正議長 再々質疑はありますか。

今村議員 はい。

西澤清正議長 今村議員。

今村議員 医療保険課長に言いたいんですけど、町が第6期の計画で、福祉保健計画で事業費の見込額というのを、平成27年度の事業費見込総額が5億6,351万6,000円、また、平成28年度の事業費見込み額が5億8,443万円ということで、この見込み額に対しては九十何パーで推移したからいいという話じゃないよという話を先ほどさせてもらいましたよね。でも、実質は28年度の、うちの事業費の合計というのは5億七千六百二十何万何千円という形なんですけれども、でも最終補正の金額としては、給付費はもう、5億9,000万円という形で会計上は出てますよね、豊郷町介護保険会計は。だからそれが、少なくとも3月議会の最終補正で利用状況というのはある程度わかってくるわけですから、多かったら多いなりに増やさなあかんし、少なかったら少ないなりに減額補正をしてもいいんじゃないかと、月々のが多くなったといっても、そういう目安は立ってもおかしくないんじゃないかと私は思っているんですが、どうも、27年度も28年度も給付費は多いですよ、多いですよというところからいつも始まって、で、29年度、今年度もまた多いですよという形、今、月のあれが高いといっておられますが、でも、そのことが先行し過ぎて、決算上は財政安定化貸付金、27年度には八百何十万円借り入れているけど、決算

剰余からしたら借り入れなくてもよかったですよ、はっきり言ったら。28年度にしても、300万円の財政安定化貸付金、借り入れしてはありますが、これは今の、27年度の決算剰余金を半分基金に積み立ててるわけですから、そのお金も考えたら、別に300万円借り入れしなくても、それを一応、全部充当していったら借り入れもしなくてよかったわけじゃないですか。そういう感じの、もっと、会計上、そういう過不足が出た場合はそういうことをしていくというのは事務的にはわかるんですけども、それが最終的に転嫁されるのは1号被保険者の保険料というのを書いていますからね、もっとそういう面では慎重に、やはりペースダウン、当初予算にしても途中の補正にしても、お金の出し入れに関してはもっと、議会に対しても明らかにして、そういうことをやっていくべきじゃないかというふうに、ちょっと、私はすごく、決算書を見ながら懸念を持ったんですが、今後の改善点として、そういう、28年度はそういう結果になっておりますが、改善をしていただきたいと思っています。いかがですか。

医療保険課長 議長。

西澤清正議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、再々質疑にお答えをしたいと思います。

議員おっしゃっていただきますように、我々も行政をあずかる者として、担当の私、また、上司ともに、常に議論を重ね、毎月の給付費に対応しておるところだと考えておるところでございます。借り入れに関しましては、最後のタイムリミットが12月の末ということになっております。その時点では、昨年度も前々年度も大変な給付費の高騰し続けておりました、借りられる範囲内、国がここまで貸してあげるよという計算をした中での協議をし、タイムリミットぎりぎりでの足りない分を推計したところが、あの金額が出たと。そして、ふたを開けたらその分が繰り越しになったということで、担当者としては幸いだと思っておるところでございます。これは、あくまでも推計に基づいて熟慮したものの結果がこれだったということでご理解を賜りたい。そうしまして、その部分で繰り越しが出た部分につきましては基金積み立て、また、繰り越しによって出た剰余につきましては29年度、3年間のうちの不足分に充てること、また、第7期における保険料の抑制に充てていきたいというふうに考えておりますので、その部分についてもご理解を賜りたい、あくまでも、毎月毎月の給付については精査をしておるところだけのご理解いただきたいと思いますが、結局、結論的には本町の給付費は大変な波を打っておるところでございます。たまたま年度末に、皆様のご努力によって給付費が抑制され

たものだというふうに理解をしておるところでございますので、今後も注視をしていきたいということをお願いしたいと思います。

以上です。

西澤清正議長 ほかにありませんか。

鈴木議員 議長。

西澤清正議長 鈴木議員。

鈴木議員 それでは、議第67号平成28年度豊郷町一般会計歳入歳出決算認定について質疑をいたします。1点だけです。

主要施策の概要を一読いたしまして、目を疑うような記述がありましたので、その点1点に絞って質疑をいたします。決算でいえば63ページの町史編さん委員報酬2万7,500円であります。これについて質疑をいたします。

主要施策の概要ではこう書かれています。「編さん委員は専門家ではないので、町史の作成は困難である」、できないと書いてあるんです。「後世に残していくためには、歴史の専門家等をリーダーとする編集委員が必要である」と、こう書かれているんです。こういうのは今まで見たことがありません。できないと書いてある。困難だということはできないということです。率直に言いました。目を疑いました。で、お聞きをいたします。

編集委員の選任の基準、この方はこういう方だからこういう選任をしたんだという一般的な回答は結構です。A氏は、例えばふるさと郷土史に精通をしておられるのでA氏をお願いしたと。B氏は、県の通史に精通をしておられるからB氏に依頼をした。この平成28年度で、まず、編集委員をどういう基準で選考されたのか、具体的な説明を求めます。お名前と、その方はこういう面に精通をしておられるので依頼をしたと、そこまで具体的な説明を、一つお願いをしたい。

それから、この平成28年度、どういう史料、史料というのは歴史の方の史料ですね。どういう歴史史料を収集されているのか。大変重要な問題ですので教育長から答弁をお願いいたします。

教育長 議長。

西澤清正議長 堤教育長。

教育長 町史編さん委員さんは、昨年度5名の方をお願いいたしました。5名の方で、1名については、長年、地域の歴史、その区の歴史の本も編さんされているという方でありまして。もう1名の方は元教員の方であります。元教員で、地域の方の、県の行っている事業の大学の方に行かれています。もう1名の方は、日常、豊郷の小学校の方でボランティアとして活躍してもらって、

地域の実情もよく知っておられる方であります。もう1名の方は日栄小学校区の方で、それは長く地域のことに精通されている方であります。今4名だったと思いますが、もう1名、ちょっとすいません、すぐ出てこないです。申しわけありません。

ということで、今ご指摘があった中で、非常に心痛いところが、なかなか進んでいないのが実情であります。最初の会議の後、私もちょっと委員さんから聞かせていただいて、なかなか、我々も、簡単に言いますと、今、そういった部分で委任はいたしましたけど、なかなか、素人であるので、簡単に言いますと、どれぐらいの量の部分を書いていくのか、そういった部分も見えてないし、普段、文献を書いている者でないのも、そういった部分については、やはり、そういったことを書かれた近隣の情報も得ながら、そういった専門の方に書いていただくのがいいのではないかというようなお話がありまして、私も、なるほど、普段、そういった部分では、いろいろな、口頭ではそういった部分でよくお話をさせていただくんですけども、やはり文献として、資料として、後世に残す豊郷町史をつくっていくということになると、そこそこの厚みもありますし、やはりその中には、また精査していかなければいけない部分もありますということで、専門の方に依頼していただくのがいいんじゃないですかという話を、委員会が終わってから委員さんから聞かせていただきました。そういうことを思いますと、私も委任はさせていただきましたけれども、そういった部分については専門の方の意見を聞きながら進めていただく、そして、編さんというんですけど、編さんと編集という部分があるかと思うんですけど、地域のそういった部分を集めていただくのは、なるほど、そうした、今依頼していただいた方に集めていただくのがごもっともかなと。ただ、それをまとめていくとなると、それぞれの委員さんの思いとか、あるいはイメージしているものがばらばらでありますので、そこをまず統一していくのが大事かなということがありますので、そういった部分で、今、一足飛びになかなか、こういった形のもので幾ら予算をかけているというところまでなかなかいってないのが実情であります。

以上です。

鈴木議員 史料は。集められた歴史史料はどれぐらい収集されているんですか。

教育長 すいません、私、まだそこまでは、ちょっと私自身把握しておりません。申しわけありません。

鈴木議員 課長は把握してんの。

西澤清正議長 秋尾社会教育課長。

社会教育課長 鈴木議員のご質疑にお答えいたしたいと思います。

史料につきましては、昨年度は1回だけしか開けておりませんでした、本年度に入りまして、史料集めには奔走いたしております。現在ですけれども、各市町の編さん委員、編集された史料をもとに多々調査をさせていただいておりますし、今度、編さん委員会の中で研修等、そしてまた、専門家を呼んでの研修等も行いたいというふうな形で行っております。史料集めにつきましては、豊郷ならびに日栄区が載っている文献をひたすら調べまして、現在収集に当たっております。

以上です。

西澤清正議長 再質疑。鈴木議員。

鈴木議員 まず、困難であると。つまり現行の編集委員ではできないということなのか、はっきりしてください。困難であるということはできないということです。今、教育長の委員さんの説明もありましたし、なるほど、よくわかります。でも、そういう委員の方では困難なんだということは、これ、去年の決算でわかっていたわけです、この状況で。課題として専門、リーダーの専門家を入れなければならないと書いてある。今年度も、この事業やられておりますから、じゃあ、そういう反省、課題を踏まえて今年度はどういう委員の構成にされたのか、事業というのはそうして前進していくものだと思いますから、じゃあ、そういう反省を踏まえて、今年はどうされているのか説明をお願いしたい。

それから2つ目は、史料と私が言ったのは歴史史料というものです。社会教育課長から説明があった資料は歴史の史料ではありません。専門家ではないとおっしゃるんですが、例えば昭和38年9月に発行された豊郷村史、これの根拠になった歴史史料はどこかにあるはずですが、私、豊郷の方は存じませんが、旧日枝村でいいますと愛知郡史というのが残っております。これ、教育長はご存じだと思います。私も愛知郡史に目を通したことがあります。これはかなり日枝村について詳細にされています。一般質問で行いましたが、例えば、戦争で豊郷の何人の方がお亡くなりになられたかわかりませんかと言ったら、わからないと。そのときに調べましたら、愛知郡史には、日枝村でこれぐらいの人数の方が亡くられるという記述があったということを紹介したことがあると思いますが、愛知郡史はもっとほかのこともいっぱい載っていますよね、各村のことも。

それからこれも一般質問のときに申し上げましたが、豊郷小学校旧校舎群にありました、例えば豊郷小学校に今保存されている日誌ありますね、あの中にも各字の行事等がかなり詳細に記載をされています。だから私はそれを保存す

べきじゃないかということをお願いしたんです。素人の私でもそれくらいはわかります。

2つ伺います。教育長は愛知郡史とかご存じだと思いますが、そういう発想がなぜないのか、されないのか、よくわかりません。この昭和三十何年につくられた豊郷村史の根拠になっているのは、何を根拠にしてこの豊郷村史がつくられたのか説明をお願いしたいのと、こういう課題を踏まえて、今年はどういうことをされたのかと。先ほどの教育長の回答でよくわかりました。よくわからなかったのは、ここに書かれている「編さん委員と編集委員がタイアップして」と、どういうことなのかわからんです。編集委員の中で意見が分かれてるんだなというくらいは行間から読めたんですが。先ほど、教育長の答弁では、編集委員がそれぞれ描いておられるイメージがそれぞれ違うんからなんだと、ああ、そういうことなんだというのはこれでわかりました。そういう状況でほんとうに町史の編集ができるのか、回答を求めます。

教育長 議長。

西澤清正議長 堤教育長。

教育長 鈴木議員の再質疑にお答えいたしたいと思います。

まず、今年度はどうしているのかということですが、今年度、編さん委員さんそのまま留任というか、していただいています。先ほどお話、ちょっと説明不足だったかもわかりませんが、編集委員と編さん委員、委任をさせてもらったのは実は編さん委員なんですけれど、実は編さんというのは、いろいろな資料を集めてきたのをどういうように、目次というか、ページにしていくのかということだと思います。編集というのは資料を集めてくる、その、編さんと編集の違いがある。委任させていただいたのは全部編さん委員としてです。ただ、そのところで、今年度、先ほどもありましたように、ちょっと終わってから話を聞きましたら、なかなかそういう長文を書くのも、なかなかそこまでいくとということなので、その方々の思いと、今委任させていただきました編さん委員さんの方の思いとしては、私たちでもいいから、外部に、専門の人ということ、現に滋賀大の方へ行かせてもらって、ちょっと、名前がすぐに出てこないんですが、歴史書を書いておられる専門の方、また、近世以降のことの専門の方がおられますので、その方を、今年度は来ていただいて、そして大まかな骨子等を決めていく、そこから始めないと、それぞれ、先ほどもお話しさせていただいたようにどれぐらいの厚みのものをつくるか、私が今、前教育長から引き継いでおりますのは、前の豊郷村史もあるのはあるけれど、それは豊郷学区が主だったので、今年度は、今回は日栄学区を中心というか、

大きく、半々ぐらいの、量的な部分でということをお聞きしておりますので、先ほどありましたように、愛知郡史の方は当然、史料として挙げなければいけないものだと思っております。

その中で今年度は、先ほどお話ししましたように、どこが違うか、去年の反省を踏まえてというところは、編さん委員さんの方から、我々だけでもの書きしていくのはなかなか難しい。どれぐらいの厚みなのか、先ほども言いましたように、どれぐらいの厚みの本をつくるのか、そういった部分でも大分変わってきますので、外部の方、今までそれにたけた人、大学の教授を入れて、そういった部分も、講義というか、聞かせてもらってというお話がありましたので、1年、昨年度と違うところは、大学の教授を入れてというところ。ただ、編さん委員さんの中ではどういう意見があったのか、もう1つ言いますと、そういった歴史、今後に残る町史をつくっていくのであれば、当然、専門的な部屋を確保してもらいたい、そんな中でいろいろな史料を持ち寄ることも大事だし、お互いに見合うことも大事だということがありますので、そういったことも要望されております。僕も確かにそうかなと思うんですけど、部屋の確保も今後考えていかなければいけないかなということをおもっております。そういったところでは、徐々にそこら辺も理解していただきながら確保していただいて、編さん委員さん、毎年変わっていただくんじゃなくて、できたらやっぱり、何年かかけてずっと積み上げていただきたいというのが私の思いであります。

ただ、編さん委員さんが言われているのは、我々が一年、二年でできるものではないと、何年もかかって、そして間違いがあるといけないし、それから時代考証もしていかなければいけない、あるいはどういう観点に立ってつくっていくかということも非常に大事なことなので、そういった部分を、例えば政治経済を中心にいくのか、それとも文化なのか、そういうところを網羅していくにしたがって、どこまで入っていくのかということも考えていくと、非常に時間がかかるというようなことを言っておられたのが実情でありますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

西澤清正議長

はい、再々質疑。

鈴木議員

まず、これは編集じゃなしに編さんなんですね。

教育長

委任させていただいたのは編さん……。

鈴木議員

いや、後で。教育長からは盛んに、編さんと編集は違うんだという説明がかなりありました。わかります、それは。決算でも編さん委員会となっていますから、じゃあ、これは編さん委員会なんだなということであるかどうか1つ

と、編さん委員会と編集委員会のかかわりを次にどうするのか、それならばね。今、編集委員は委嘱されてないんですよ。今、報酬を出されたのは編さん委員なんですよ。じゃあ、これから編集委員はどうされるのかね。3つ目には、28年度ではできないと書いてある、困難だと。できるのか、28年度の決算ではできないと書いて、ほんとうにこれは驚くべき表現、できないと書いてある。困難だっちゃんことはできないということでしょ、心配するんです。先ほどの教育長の答弁にしても、いや、いけば、私の任期中にはできませんという答えなんですよ。はっきり言えばそうでしょ。いや、そういう答えじゃないですか。ある意味無責任だと思うんです、私は。だからそこも含めて、町史の編さんをやると、その基礎はやっぱり計画をどうするのか、これははっきり言って、やっぱりしておくべきだと思うんです。今度の決算から見えるのは。そうでないとこのまま行ってしまいますし、この事業は地方創生に載っている事業ですから私はなおさらだと思うんです。そこはぴしっとしておくべきだと。これ、地方創生に載ってる事業ですから。

最後に、愛知郡史、教育長もご存じだと思います。あの愛知郡史にもたくさん載ってるんですよ、教育長、ご存じですよ。私、ほぼ目を通しました。県立図書館にありますからね。旧日枝村のいろいろなことが載っています。北海道の方に旧日枝村の方が、何名の方が、大正19年でしたか。で、何名の何世帯の方が移住されたのかというの載っていますよ。私、その史料を収集しているんですが、これはぜひ収集をしていただきたいということをお願いします。

西澤清正議長

堤教育長。

教育長

鈴木議員の再々質疑にお答えさせていただきます。

私の任期中には、これはできないんじゃないかなと、私は、そんなことを言われるとちょっとつらいなということを思っています。ただ、先ほども言いましたように大がかりな仕事であります。このことは十分に理解いただきたい。そのためには、簡単に言うと、ほんとうに僕自身も1年、2年ではできるものじゃないと思っています。豊郷村史の厚さもこれぐらいありました。中も、小さい字でものすごい細かく上がっております。そういった部分も踏まえていくと、やはり何年かかけなければいけないということを思っております。先ほどもちょっとお話しさせてもらったように、やはり最終的には後世に残す歴史本、簡単に言うと、やっぱり何千万円かかってくる仕事だと私は思っています。そういった部分では、専門の人によきアドバイスをいただきながら、史料を重ねながら、そして、ただ集めてきた史料をそのまま編さんして載せるんじゃないで、やはりそれにたけている人、専門の人に、大学の教授なり、今まで近隣の

町史とか市史とかを書かれた方に、やっぱりアドバイスを請いながら編集して
いって、製本に仕上げていくのが常だなということを思っております。

私の任期中にどうのこうのと、逃げてるようなことを言われてると、非常に
ちょっとつらいなと思うんですけど、一生懸命、私自身また、後世に残る、こ
のとき堤はかかわったと言われますように私も頑張っていきたいと思いたすの
で、その節はよろしくお願いいたします。

以上です。

西澤清正議長

ほかにはありませんか。

議 員

なし。

西澤清正議長

ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第67号平成28年度豊郷町一般会計歳
入歳出決算認定についてを予算決算常任委員会に、議第68号平成28年度豊
郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第71号平
成28年度豊郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について及び議
第72号平成28年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついてを文教民生常任委員会に、議第69号平成28年度豊郷町簡易水道事業
特別会計歳入歳出決算認定について及び議第70号平成28年度豊郷町下水道
事業特別会計歳入歳出決算認定についてを総務産業建設常任委員会に付託した
いと思いたす。これにご異議ありませんか。

議 員

異議なし。

西澤清正議長

異議なしと認めます。よって、議第67号を予算決算常任委員会に、議第68
号議第71号及び議第72号を文教民生常任委員会に、議第69号及び議
第70号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほ
ど、よろしくお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

本定例会会期中の日程は、皆さんに配付しました日程表により審議されるよ
う、よろしくお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。ご苦労さまです。

(午前11時57分 散会)